

釧路市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、釧路市合併処理浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。
- (4) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所等からの排水を浄化槽まで運ぶ管をいう。）及びますの設置並びに住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (5) 補助対象地域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定めた処理区域（処理区域に定められる予定の区域を含む。）を除く市の区域をいう。
- (6) 専用住宅 居住を目的とした住宅又は店舗等を併用した住宅であって、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。

(7) 単独転換 既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。

(8) くみ取り転換 既設の住宅等に設置されたくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、補助対象地域内において、次に掲げる条件を満たす合併処理浄化槽を設置しようとする者（当該専用住宅に居住する者にあつては、当該専用住宅を住所地として現に本市の住民基本台帳に登録されている者に限り、当該専用住宅に居住しようとする者にあつては、第9条の規定による実績報告書の提出までの間において当該専用住宅を住所地として本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。）に対して、予算の範囲内で補助を行う。

(1) 処理対象人員が10人以下の規模のものであること。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領（平成4年12月施行）に基づく全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること。

(3) 小型合併処理浄化槽機能保証制度（平成5年7月実施）に基づく一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録浄化槽であること。

(4) 次に掲げる条件を満たす者に工事を施工させる浄化槽であること。

ア 法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録を受け、又は法第33条第3項の規定による届出をしている者

イ 北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有する者

(5) 一般社団法人浄化槽システム協会作成の「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表」に掲載されている環境配慮型浄化槽であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助を行わない。

(1) 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出に係る釧路市長並びに特定行政庁の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6

条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 専用住宅を賃借している者で、浄化槽の設置について当該住宅の賃貸人の承諾が得られない者

(3) 合併処理浄化槽を更新（災害により既設の浄化槽が被害を受け、新たな浄化槽を設置する場合を除く。）しようとする者

(4) 市内で合併処理浄化槽が設置された専用住宅（賃貸住宅を除く。）に居住し、かつ、自ら居住するための専用住宅を新築（世帯分離する場合を除く。）、建替え又は増改築する者

(5) 販売目的で合併処理浄化槽が設置された専用住宅を建築する者

(6) 市税を滞納している者

(7) 第 6 条第 2 項の規定により交付される補助金交付決定通知書（様式第 3 号）を受け取る前に当該補助に係る合併処理浄化槽の設置工事を着工した者

(7) 前条第 1 項第 1 号に規定する

(8) その他市長が、この要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適当でないと認める者

（補助金の額）

第 4 条 補助金は、浄化槽の設置に係る工事（便所の改造は除く。）に要した費用の額を交付するものとする。ただし、補助金の額は、次の各号に掲げる浄化槽の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 5 人槽 600,000 円

(2) 5 人槽を超えるもの 800,000 円

2 単独転換又はくみ取り転換をする者に対しては、次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を限度として前項の規定により交付する補助金の額に加算するものとする。

(1) 単独処理浄化槽撤去の費用 120,000 円

(2) くみ取り便槽の撤去の費用 90,000 円

(3) 単独転換又はくみ取り転換に伴う宅内配管工事の費用 300,000円

3 第1項及び第2項の規定に、次の各号のいずれかに該当する場合は、宅内配管工事に係る費用について補助金を交付しない。

(1) 新築に伴い浄化槽を設置する場合

(2) 単独転換又はくみ取り転換による合併処理浄化槽の設置を、既設住宅の増改築と併せて行う場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 既設住宅の間取り等を変えずに水回りのリフォームその他の軽微な改築等を行う場合

イ 既設住宅の間取り等を変えずに子世代、孫世代が同居するための増改築等を行う場合

4 第2項の規定により加算する額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 設置場所の見取図

(2) 賃貸人の承諾書（賃貸住宅に居住している者に限る。）

(3) 設置工事費内訳（見積）書（様式第2号）

(4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し

(5) 登録浄化槽管理票（C票）

(6) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証

(7) 工事請負契約書の写し

(8) 市税の完納証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに現地を確認し、補助金の交付の可否を決定す

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定した場合には補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付することが不適当と決定した場合には補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の交付決定の内容を変更する場合、又は当該補助に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

- 3 補助金の交付決定後に補助対象者が死亡した場合において、当該補助対象者の相続人（交付決定に係る専用住宅に現に居住し、又は居住することを予定している者であって市長が適当と認めるものに限る。）が、当該補助対象者の地位を継承しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定により市長の承認を受けようとする者（以下「新補助対象者」という。）は、変更等承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）補助対象者の戸籍謄本（写し可）

（2）新補助対象者の住民票の写し

（3）浄化槽管理者変更報告書の写し

（4）その他市長が必要と認める書類

- 5 市長は第1項から第4項までの規定による承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(工事状況の現場確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じ、設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業の完了後1か月以内、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との間で締結した業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し(宅内配管工事費の加算補助がある場合は、法第11条第1項に基づく法定検査の依頼書を含む。)

(3) 施工中の状況を写した次の写真

ア 平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知に定める次の写真

(ア) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

(イ) 基礎工事の状況を示す写真

(ウ) 据付工事の状況を示す写真

(エ) かさ上げの状況を示す写真

イ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真

ウ 本体工事と宅内配管工事のそれぞれの施工前後及び施工状況について確認できる写真(第4条第2項の規定による宅内配管工事費の加算補助がある場合に限る。)

(4) 設置工事費内訳(実績)書(様式第7号)

(5) 施工状況確認表(様式第8号)

(6) 住民票の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、報告書を審査するとともに現地を確認し、設置工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金額確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を補助対象者に通知した後、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けた後、速やかに施工業者に設置工事費の支払いを行い、領収書の写しを市長に提出するものとする。

（手続きの代行）

第12条 補助金の交付を受けようとする者は第5条の補助金交付申請書について、補助対象者は第7条の変更等承認申請書及び第9条の実績報告書の提出について、当該補助に係る工事を行う浄化槽工事業者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 手続代行者は、誠意をもって依頼された手続を行い、当該手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（交付の決定の取り消し及び返還）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（2）偽りその他不正の行為があったとき。

(3) 完了した工事が申請のあった内容と著しく相違するとき。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年５月１４日から施行する。

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の取扱いについて適用し、同日前の申請に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。